

訪問看護事業所・職員を守るための安全対策

こんなときは 至急 110番通報

暴力



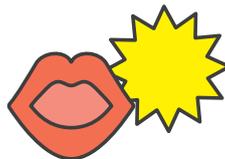
暴力を受けた・受けそうだ

乱暴



相手が暴れて手に負えない

暴言



身に不安を感じるような暴言を申し向けられた

凶器



刃物等凶器になるものが無造作に放置してある

相手から距離を取り、屋外に避難し落ち着いて通報しましょう。

相談

こんなときは 警察安全相談

利用者への対応



暴れる利用者があるがどう対応したらよいか分からない

今後の対応



利用者からの暴力、ハラスメント、今後の対応について相談したい

脅迫・被害届



利用者から暴力的な言葉で脅された、被害届を出したい

相談先

※まずは事業所の同僚や上司に相談

警察本部 #9110(携帯電話、PHSからも使用可) / 092-641-9110

警察署 各警察署代表電話

緊急性のない相談、通報、情報提供、要望に24時間体制で対応

通報・相談に関するQ&A

警察への相談について

Q1 どの程度の内容であれば相談してよいですか？

A1 基準はありません。

Q2 職員に今にも殴りかかりそうな人がいる。まずは警察に相談電話？

A2 緊急時は、110番通報をお願いします。

有効となる証拠について

Q1 セクハラや暴力を受けた証拠として何が有効ですか？

A1 いつ、どこで、誰に、何を言われた・されたのかを記録することが重要です。



利用者等からの暴力・ハラスメント対策のために

重要事項説明書・契約書に 暴力・ハラスメント発生時の対応について 明記しましょう！

各事業所において必要に応じて、下記記載例をご活用ください。

記載例

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

具体例

暴力または乱暴な言動

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、たたく、つねる、首を絞める、唾を吐く
- ・怒鳴る、奇声・大声を発する など

セクシャルハラスメント

- ・職員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・卑猥な言動をする など

その他

- ・職員の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為
- ・契約内容と違うサービス提供を要求する など

上記について、説明を受け承諾しました。

令和 年 月 日

暴力・ハラスメント 防止のチラシを 活用しましょう！

暴力・ハラスメントを未然に防ぎ、訪問看護職員が安心安全な環境で、質の高いサービスを継続的に提供できるよう、本協議会においてサービス利用者へ配布いただく等活用できるチラシを作成しているほか、福岡県・福岡県看護協会・福岡県訪問看護ステーション連絡協議会において、利用者や家族等向けリーフレット及び訪問看護事業所向けリーフレットを作成しております。

チラシの
ダウンロードは
こちらから

福岡県訪問看護ステーション
連絡協議会ホームページ
(会員専用)



福岡県ホームページ

福岡県 暴力・ハラスメント対策 検索

